

計画の名称		重点配分対象の該当	
北海道（第5期）地域住宅計画			
計画の期間	平成29年度 ～ 平成34年度（6年間）	交付対象	北海道、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、夕張市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町 (北海道ほか175市町村)
計画の目標			
1. 「安全で安心な暮らし」の創造 誰もが安全に安心して暮らすことができる住まい・地域づくりを目指す「安全で安心な暮らし」の創造 2. 「北海道らしさ」の創造 北海道の自然特性や社会経済的な課題を踏まえた、北国・北海道らしい住まいづくりを目指す「北海道らしさ」の創造 3. 「活力ある住宅関連産業」の創造 道内経済や地域の活性化に寄与する「活力ある住宅関連産業」の創造			
計画の成果目標（定量的指標）			
〔成果目標〕		〔定量的指標〕	
①	公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯に対する公営住宅の供給の促進	①	公営住宅の供給戸数
②	若年世帯や子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現	②-1	子育て世帯（18歳未満が含まれる世帯）における誘導居住面積水準達成率
		②-2	子育て支援に配慮した公営住宅などを供給している市町村数の割合
③	地域で支え合い高齢者が安心して暮らせる住生活の実現	③-1	サービス付き高齢者向け住宅の登録数
		③-2	高齢者（65歳以上）が居住する住宅の一定のバリアフリー化率
④	住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	④	ユニバーサルデザインの視点にたった公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数に占める割合
⑤	「きた住まいる」制度を活用した新たな住宅循環システムの構築	⑤	新築住宅を建設した「きた住まいるメンバー」登録者数の割合
⑥	リフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新	⑥	省エネ基準を満たす住宅ストックの割合
⑦	空き家等の活用・適正管理の推進	⑦-1	空家等対策計画を策定した市町村数の割合
		⑦-2	除却を推進すべき区域における除却予定の空き家住宅、不良住宅及び空き建築物の棟数
		⑦-3	活用を推進すべき区域における活用予定の空き家住宅及び空き建築物の棟数
⑧	地域を支える住宅関連産業の振興	⑧-1	新たに整備される木造公営住宅における地域材の使用率
		⑧-2	BIS（断熱気密設計施工技術者）の登録数
⑨	魅力ある持続可能な住環境の維持・向上	⑨-1	まちなか居住の位置づけとして整備する公営住宅ストック数
		⑨-2	生活支援施設を併設している公営住宅団地の戸数
		⑨-3	街なみ環境整備促進区域内において修景整備が行われた建築物等の数

定量的指標の定義及び算定式										定量的指標の現況値及び目標値			備考	
										当初現況値	中間目標値	最終目標値		
										(H29当初)	-	(H34末)		
①	公営住宅の新規建設・買取り・借上げ等による募集戸数＋既存公営住宅の空家募集戸数＋既存公営住宅の建替等による再入居戸数の合計戸数									48,000戸 (H23～H27累計)	-	54,000戸 (H29～H34累計)	北海道住生活基本計画と同一指標 (北海道独自指標)	
②-1	子育て世帯（世帯構成員に18歳未満の者を含む世帯）のうち居住する住宅の面積が誘導居住面積水準以上の割合									44.6% (H25)	-	48.5% (H34)	住生活基本計画（全国計画）と同一指標 (住宅・土地統計調査)	
②-2	子育て支援に配慮した公的賃貸住宅を供給している市町村数／全市町村数									21.8% (H27)	-	40.0% (H34)	北海道住生活基本計画と同一指標 (北海道独自指標)	
③-1	サービス付き高齢者向け住宅の登録数									15,408戸 (H27)	-	23,500戸 (H34)	北海道住生活基本計画と同一指標 (北海道独自指標)	
③-2	高齢者（65歳以上）が居住する住宅における一定のバリアフリー化（「手すり設置（2箇所以上）」または「段差のない屋内」）を満たす住宅の割合									40.2% (H25)	-	70.0% (H34)	住生活基本計画（全国計画）と同一指標 (住宅・土地統計調査)	
④	「北海道公営住宅等安心居住推進方針」に基づき、ユニバーサルデザインの導入が図られた公営住宅の整備戸数の累計が、公営住宅管理戸数に占める割合									5.8% (H27)	-	9.0% (H34)	北海道住生活基本計画と同一指標 (北海道独自指標)	
⑤	道内で新築住宅を建設する住宅事業者における、きた住まいるメンバーの割合									11% (H27)	-	38.0% (H34)	北海道住生活基本計画と同一指標 (北海道独自指標)	
⑥	省エネ基準を満たす住宅ストックの割合									16.0% (H27)	-	25.0% (H34)	住生活基本計画（全国計画）と同一指標 (北海道独自指標)	
⑦-1	空家等対策計画を策定した市町村数の割合									3.0% (H27)	-	76.0% (H34)	住生活基本計画（全国計画）と同一指標	
⑦-2	除却を推進すべき区域における除却予定の空き家住宅、不良住宅及び空き建築物の棟数									294棟 (H28)	-	0棟 (H34)	(北海道独自指標)	
⑦-3	活用を推進すべき区域における活用予定の空き家住宅及び空き建築物の棟数									26棟 (H28)	-	0棟 (H34)	(北海道独自指標)	
⑧-1	新たに整備される木造公営住宅における地域材の使用率									61.6% (H27)	-	65.0% (H34)	北海道住生活基本計画と同一指標 (北海道独自指標)	
⑧-2	BIS（断熱気密設計施工技術者）の登録数									1,721名 (H27)	-	1,900名 (H34)	北海道住生活基本計画と同一指標 (北海道独自指標)	
⑨-1	「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき市町村が策定した「中心市街地活性化基本計画」等に位置づけがある市町村営住宅の整備戸数 ＋ 同計画に定める中心市街地の区域内における市町村営住宅の整備戸数 ＋ 市町村が策定する住宅マスタープランその他まちなか居住の方針を定める計画に位置づけがある市町村営住宅の整備戸数									4,321戸 (H27)	-	7,200戸 (H34)	北海道住生活基本計画と同一指標 (北海道独自指標)	
⑨-2	生活支援施設を併設している公営住宅団地の戸数									6,482戸 (H27)	-	7,500戸 (H34)	北海道住生活基本計画と同一指標 (北海道独自指標)	
⑨-3	街なみ環境整備促進区域内において修景整備が行われた建築物等の数									128件 (H28)	-	179件 (H34)	(北海道独自指標)	
全体事業費		合計 (A＋B＋C＋D)	322,929 百万円	A	289,953 百万円	B	0 百万円	C	32,977 百万円	D	0 百万円	効果促進事業費の割合 C/(A+B+C+D)	10.2 %	

交付対象事業

A1ー1 地域住宅計画に基づく事業（基幹（A）事業）																		
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市町村名	事業実施期間（年度）						全体事業費 （百万円）	費用便益比	個別施設計画 策定状況	備考
									H29	H30	H31	H32	H33	H34				
A1-1-1	住宅	一般	北海道、 札幌市	直接	-	公営住宅等整備事業	伏古団地 等	札幌市ほか							574	-	-	
A1-1-2	住宅	一般	札幌市	直接	-	公営住宅等ストック総合改善事業	前田公園団地 等	札幌市							81	-	-	
基幹（A）事業合計															655			
A1ー2 地域住宅計画に基づく事業（基幹（K）事業）																		
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市町村名	事業実施期間（年度）						全体事業費 （百万円）	費用便益比	個別施設計画 策定状況	備考
									H29	H30	H31	H32	H33	H34				
A1-2-1	住宅	一般	※別紙	直接	-	公営住宅等整備事業	公営住宅の建替等	全市町村							210,168	-	-	
A1-2-2	住宅	一般		直接	-	公営住宅等ストック総合改善事業	公営住宅のストック改善等								47,517	-	策定済	
A1-2-3	住宅	一般		直接	-	地域優良賃貸住宅整備事業	地域優良賃貸住宅の整備等								278	-	-	
A1-2-4	住宅	一般		直接	-	住宅地区改良事業等	改良住宅の建替、ストック改善等								7,865	-	-	
A1-2-5	住宅	一般		直接	-	住宅地区改良事業等（空き家再生等推進事業）	活用事業タイプ、除却事業タイプ								2,113	-	-	
A1-2-6	住宅	一般		直接	-	公的賃貸住宅家賃低廉化事業	公的賃貸住宅の家賃の低廉化に係る事業								14,386	-	-	
A1-2-7	住宅	一般	北海道	直接	-	住宅地区改良事業等	アイヌ住宅資金等貸付事業	岩見沢市							67	-	-	
A1-2-8	住宅	一般	北海道	直接	-	公営住宅等整備事業	（仮称）岩見沢中央団地								787	1.10	-	
A1-2-9	住宅	一般	北海道	直接	-	公営住宅等整備事業	（仮称）岡山団地								828	1.20	-	
A1-2-10	住宅	一般	北海道	直接	-	公営住宅等整備事業	（仮称）黒川町団地								335	1.10	-	
A1-2-11	住宅	一般	北海道	直接	-	公営住宅等整備事業	（仮称）植苗団地								614	1.10	-	
A1-2-12	住宅	一般	ニセコ町	直接	-	公営住宅等整備事業	新規団地								336	1.01	-	
A1-2-13	住宅	一般	初山別村	直接	-	公営住宅等整備事業	汐見台（仮称）団地	初山別村							90	0.88	-	
A1-2-14	住宅	一般	豊富町	直接	-	公営住宅等整備事業	中央団地	豊富町							518	算定中	-	
A1-2-15	住宅	一般	利尻町	直接	-	公営住宅等整備事業	はまなす団地	利尻町							50	算定中	-	
A1-2-16	住宅	一般	津別町	直接	-	公営住宅等整備事業	相生団地	津別町							55	算定中	-	
A1-2-17	住宅	一般	厚真町	直接	-	公営住宅等整備事業	（仮称）厚真地区高齢者支援住宅団地	厚真町							179	0.94	-	
A1-2-18	住宅	一般	島牧村	直接	-	地域優良賃貸住宅整備事業	泊団地	島牧村							110	算定中	-	
A1-2-19	住宅	一般	黒松内町	直接	-	地域優良賃貸住宅整備事業	白井川団地	黒松内町							108	0.96	-	
A1-2-20	住宅	一般	泊村	直接	-	地域優良賃貸住宅整備事業	茅沼団地	泊村							138	算定中	-	
A1-2-21	住宅	一般	浦臼町	直接	-	地域優良賃貸住宅整備事業	ひばり団地	浦臼町							42	算定中	-	
A1-2-22	住宅	一般	妹背牛町	直接	-	地域優良賃貸住宅整備事業	黄金団地	妹背牛町							66	算定中	-	
A1-2-23	住宅	一般	雨竜町	直接	-	地域優良賃貸住宅整備事業	（仮称）第2満寿団地	雨竜町							229	算定中	-	
A1-2-24	住宅	一般	東神楽町	直接	-	地域優良賃貸住宅整備事業	さくら町団地2	東神楽町							144	0.80	-	
A1-2-25	住宅	一般	愛別町	直接	-	地域優良賃貸住宅整備事業	北振団地	愛別町							10	算定中	-	
A1-2-26	住宅	一般	豊浦町	直接	-	地域優良賃貸住宅整備事業	（仮）そよかぜ団地	豊浦町							241	1.01	-	
A1-2-27	住宅	一般	厚真町	直接	-	地域優良賃貸住宅整備事業	（仮称）厚真地区表町子育て支援住宅団地	厚真町							131	0.97	-	
A1-2-28	住宅	一般	厚真町	直接	-	地域優良賃貸住宅整備事業	（仮称）厚真地区子育て支援住宅団地	厚真町							578	0.91	-	
A1-2-29	住宅	一般	厚真町	直接	-	地域優良賃貸住宅整備事業	（仮称）上厚真地区子育て支援住宅団地	厚真町							144	0.94	-	
A1-2-30	住宅	一般	鶴居村	直接	-	地域優良賃貸住宅整備事業	鶴居D団地建設	鶴居村							200	算定中	-	
基幹（K）事業合計															288,327			
A1ー3 地域住宅計画に基づく事業（基幹（B）事業）																		
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市町村名	事業実施期間（年度）						全体事業費 （百万円）	費用便益比	個別施設計画 策定状況	備考
									H29	H30	H31	H32	H33	H34				
A1-3-1	住宅	一般	北海道	直接	-	地域住宅政策推進事業	民間住宅施策の推進	全市町村							153	-	-	
基幹（B）事業合計															153			
番号	一体的に実施することにより期待される効果															備考		
A1-3-1	民間住宅施策の推進に資する事業を実施することにより、良質な住宅ストックの形成等を図る。																	

A2-1 街なみ環境整備事業																		
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)						全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画 策定状況	備考
									H29	H30	H31	H32	H33	H34				
A2-1-1	住宅	一般	函館市	間接	民間	函館市街なみ環境整備事業（都市景観形成地域地区）	住宅等の修景	函館市							114	-	策定済	
A2-1-2	住宅	一般	松前町	直/間	-	松前町街なみ環境整備事業（本町中央部地区）	案内看板設置	松前町							10	-	策定済	
A2-1-3	住宅	一般	利尻富士町	直/間	-	利尻富士町街なみ環境整備事業（鷲泊市街地地区）	看板・表札、街路灯整備、駐車公園の整備	利尻富士町							644	-	策定済	
A2-1-4	住宅	一般	豊浦町	直/間	-	豊浦町街なみ環境整備事業（本町地区）	住宅の修景、電柱美装化、街灯整備	豊浦町							50	-	策定済	
街なみ環境整備事業合計															818			
基幹事業合計															289,953			

B 関連社会資本整備事業（該当なし）																		
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)						全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画 策定状況	備考
									H29	H30	H31	H32	H33	H34				
合計															0			

C 効果促進事業																		
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間 (年度)						全体事業費 (百万円)		備考	
									H29	H30	H31	H32	H33	H34				
1-C-1	住宅	一般	※1	直接	-	駐車場整備事業	公営住宅団地内駐車場の整備	※1, ※12							5,829			
1-C-2	住宅	一般	※2	直接	-	公営住宅等建替推進事業	建替に伴う移転費等の助成	※2, ※12							1,940			
1-C-3	住宅	一般	※3	直接	-	事業関連調査	住宅基本計画策定等	※3, ※12							414			
1-C-4	住宅	一般	※4	直接	-	既設公営住宅等の除却	移転建替や用途廃止に伴う除却	※4, ※12							14,624			
1-C-5	住宅	一般	※5	直接	-	用地取得・敷地整備事業	用地取得・敷地造成	※5, ※12							795			
1-C-6	住宅	一般	※6	直接	-	既設公営住宅等の改善	既存公営住宅等の改善工事	※6, ※12							772			
1-C-7	住宅	一般	※7	直接	-	住宅政策に資する公共公益施設等の整備	敷地外の地域関連施設等の整備	※7, ※12							180			
1-C-8	住宅	一般	※8	直接	-	公営住宅管理の効率化	公営住宅管理電算システム更新等	※8, ※12							7			
1-C-9	住宅	一般	※9	間接	民間	民間住宅施策の推進	民間住宅施策の推進	※9, ※12							5,149			
1-C-10	住宅	一般	※10	直接	-	家賃の更なる激変緩和措置	政令で定める家賃の激変緩和措置から更に行う家賃の減免措置	※10, ※12							88			
1-C-11	住宅	一般	※11	直接	-	公営住宅家賃減免事業	公営住宅の家賃の減免に係る事業	※11, ※12							3,179			
効果促進事業合計															32,977			
番号	一体的に実施することにより期待される効果																備考	
1-C-1	公営住宅等整備事業と一体的に団地内駐車場を整備することにより、住宅セーフティネットの充実等を実現する。																	
1-C-2	公営住宅等の建替等に伴う移転費等を助成することにより、公営住宅等整備事業等を推進する。																	
1-C-3	地域の住宅事情の把握、課題整理等のための調査、公営住宅等に関連して実施する調査、設計及び住宅政策に関する計画の策定等を行うことにより、地域における住宅施策を推進する。																	
1-C-4	公営住宅等の移転建替や用途廃止等により不要となった公営住宅等や公営住宅等の整備のため支障となる工作物等を除却することにより、公営住宅等整備事業を推進する。																	
1-C-5	公営住宅等の整備に必要な用地の購入や敷地の整備を行うことにより、公営住宅等整備事業を推進する。																	
1-C-6	既設公営住宅等の改善工事を実施することにより、住宅セーフティネットの充実等を実現する。																	
1-C-7	公営住宅等の整備にあわせ、周辺地域との関連を考慮して公共公益施設等を整備することにより、地域における住宅施策を推進する。																	
1-C-8	公営住宅等の管理システムを整備することにより、効率的に住宅セーフティネットの構築を推進する。																	
1-C-9	民間住宅施策の推進に資する事業を実施することにより、良質な住宅ストックの形成等を図る。																	
1-C-10	公営住宅法施行令の改正により家賃が急激に上昇する入居者に対し、政令の規定による激変緩和措置から更に家賃の減免措置を行うことにより、住宅セーフティネットの拡充等を実現する。																	
1-C-11	失業等の特別な事情により著しく収入が低額である入居者に対し、条例等で定めるところにより公営住宅家賃の減免措置を行うことにより、住宅セーフティネットの拡充等を実現する。																	

D 社会資本整備円滑化地籍整備事業（該当なし）																		
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)						全体事業費 (百万円)		備考	
									H29	H30	H31	H32	H33	H34				
合計															0			

交付金の執行状況

(単位:百万円)

	H29	H30	H31	H32	H33
配分額 (a)					
計画別流用 増△減額 (b)					
交付額 (c=a+b)	0	0	0	0	0
前年度からの繰越額 (d)					
支払済額 (e)					
翌年度繰越額 (f)					
うち未契約繰越額 (g)					
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	0
未契約繰越＋不用率 (h = (g+h)/(c+d))	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
未契約繰越＋不用率が10%を超えている 場合その理由					

※ 平成26年度以降の各年度の決算額を記載。

法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となる。

法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

《札幌市》

【配慮入居者】

次に該当する者とする。

- 1 子育て世帯
- 2 高齢者世帯
- 3 所得月額60万1千円を超える世帯

【賃貸に関する事項】

配慮入居者に対し、札幌市が認定を行った特定優良賃貸住宅の空家を賃貸する。

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となる。（ただし、一定の要件を満たすことが必要）

その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。

空き家再生等推進事業に関する事項

（１）不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の計画的な除却を推進すべき区域

北海道全域

（２）不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅又は空き建築物の計画的な活用を推進すべき区域

北海道全域

地域優良賃貸住宅の整備に関する事項

(1) 整備を促進すべき地域

事業主体の区分	整備を促進すべき地域
民間供給	黒松内町全域、帯広市全域
公社供給	
公共供給	島牧村全域、泊村全域、奈井江町全域、浦臼町全域、妹背牛町全域、雨竜町全域、秩父別町全域、北竜町全域、東神楽町全域、東川町全域、愛別町全域、猿払村全域、清里町全域、津別町全域、豊浦町全域、壮瞥町全域、厚真町全域、むかわ町全域、中札内村全域、豊頃町全域、鶴居村全域

(2) 特別な事情のため地域優良賃貸住宅に入居させることが適当と認められる世帯

事業主体の区分	特別な事情のため入居させることが適当と認められる世帯
民間供給	(帯広市) 同居の親族のうちに小学校就学前の児童がいる者又は入居者若しくは同居の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者も含む。以下同じ。)が妊娠している者で、世帯の所得が15万8千円以下である者 配偶者を得て5年以内の者であって、入居者及び同居の配偶者の満年齢の合計が60歳以下で子のない者で、世帯の所得が15万8千円以下である者 60歳以上の単身者若しくは片方が60歳以上である夫婦等である高齢者世帯で、世帯の所得が月額15万8千円以下である者
公社供給	
公共供給	(奈井江町、浦臼町、妹背牛町、雨竜町、東神楽町、愛別町、東川町、清里町、津別町、壮瞥町、厚真町、むかわ町、中札内村、鶴居村)公営住宅の収入超過世帯(現在未入居の世帯も含む) (島牧村、秩父別町、北竜町、豊頃町、陸別町)公営住宅の収入超過者(現在未入居の世帯も含む) (猿払村)40歳以下の単身世帯(現在未入居の世帯も含む) (津別町)50歳未満の単身世帯(現在未入居の世帯も含む) (豊浦町)65歳以上の単身世帯(現在未入居の世帯も含む) (島牧村、遠軽町、豊頃町、鶴居村)単身世帯(現在未入居の世帯も含む)

(3) その他

都市再生機構が定めた供給計画に基づく子育て、新婚世帯向けの住宅を供給する。

民間住宅を活用した住宅セーフティネットに関する事項

(1) 課題

住宅確保要配慮者の居住の安定の確保

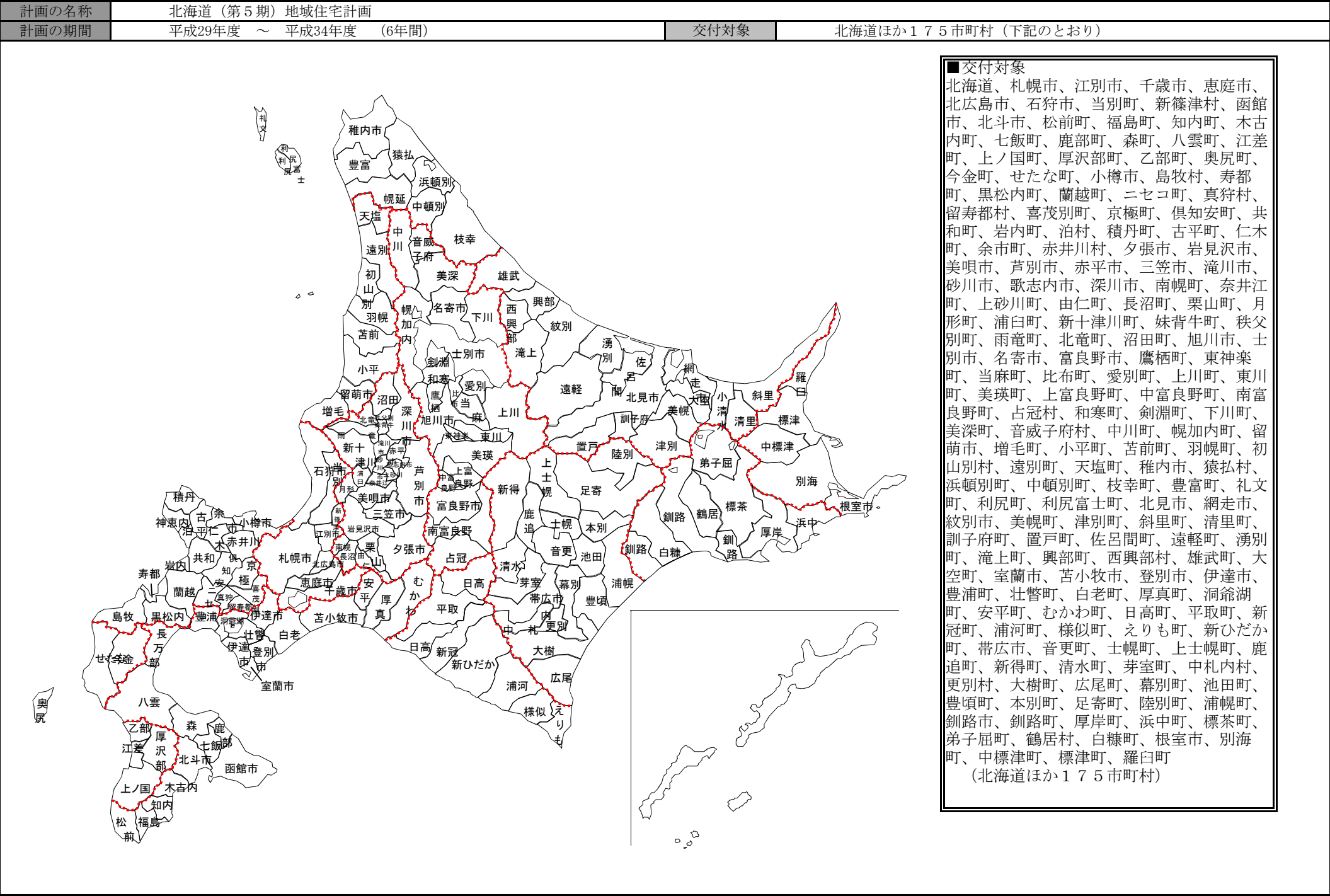
(2) 目標を達成するために必要な事業等の概要

住情報提供・相談体制整備、既存住宅の活用、まちなか居住の推進等、民間賃貸住宅の活用等により住宅確保要配慮者の居住安定施策の推進を図る。

(3) 民間賃貸住宅を活用して住宅セーフティネットを強化すべき地域

北海道全域

(参考様式3) 参考図面 社会資本総合整備計画



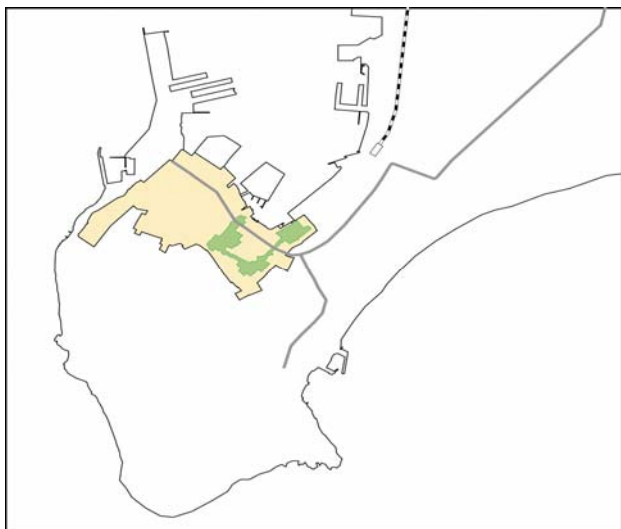
街なみ環境整備事業方針説明書

都道府県名		北海道	ふりがな 市町村名	はこだてし 函館市	区域名	としけいかんけいせいちいき 都市景観形成地域
区域 の 現 況	区域の概要		安政6年（1859年）長崎・横浜とともに国際貿易港として開港し、諸外国の文化の流入とそれによる影響を受け、異国情緒あふれる町並みが形成され、函館特有の歴史的文化的環境が現在も色濃く残されている地域である。 当地域には歴史的な建造物が数多く保全されているほか、商家や一般の民家などの町家においても和風、洋風、和洋折衷様式の建築物が多く集積している。			
	道路の現況		地域内は国道279号線・一般道道函館漁港線・市道基坂通・末広7号線（日和坂）・八幡坂通・末広8号線（大三坂）・二十間坂通等の主要道路の他、その周辺道路が整備されている。			
	公園等の現況		地域内には、元町公園・弥生第1号公園・弥生第2号公園・弥生幼児公園、船見公園、弁天幼児公園がある。			
	地区住民のまちづくり活動の現況		地域内では、歴史的景観を継承していくための啓発活動が行われているほか、空き家・空き地対策やペンキの塗り替えなどの市民活動が行われている。			
区域 の 整 備 に 関 する 基 本 方 針	整備の目標		函館の歴史性をいかした新たな創造と歴史的景観の保全が一体となって、調和のとれた活力ある町並みとするため、歴史的な町並み景観を構成している歴史的建造物を適正に維持保全し、当地域をより魅力的で誰もが住みたくなるまちづくりを目指す。			
	整備の時期		平成28年～平成34年			
	に地 関区 す施 る設 基等 本の 方整 針備	通路等				
		小公園等				
		その他				
	関住 す宅 る等 基の 本整 方備 針に	住宅等	以下の事業において街並み整備助成を実施する。 ・ 景観形成指定建築物等保全事業 景観形成指定建築物等の外観を維持するための修理に要する経費の一部を補助する。 ・ 指定建造物等活用支援事業 伝統的建造物および景観形成指定建築物等の外観を維持するための小規模な修理に要する経費の一部を補助する。			
		敷地				
	その他の事項					

平成29年度 街なみ環境整備事業 説明図

①案内図・位置図

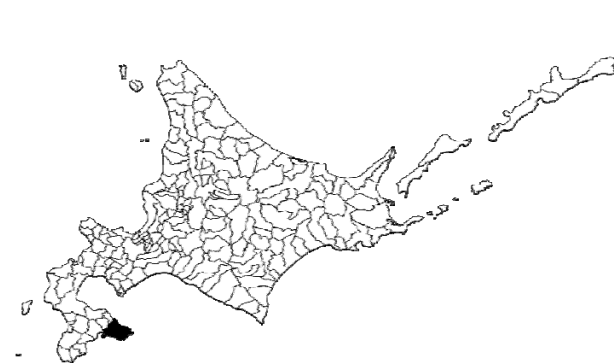
位置図



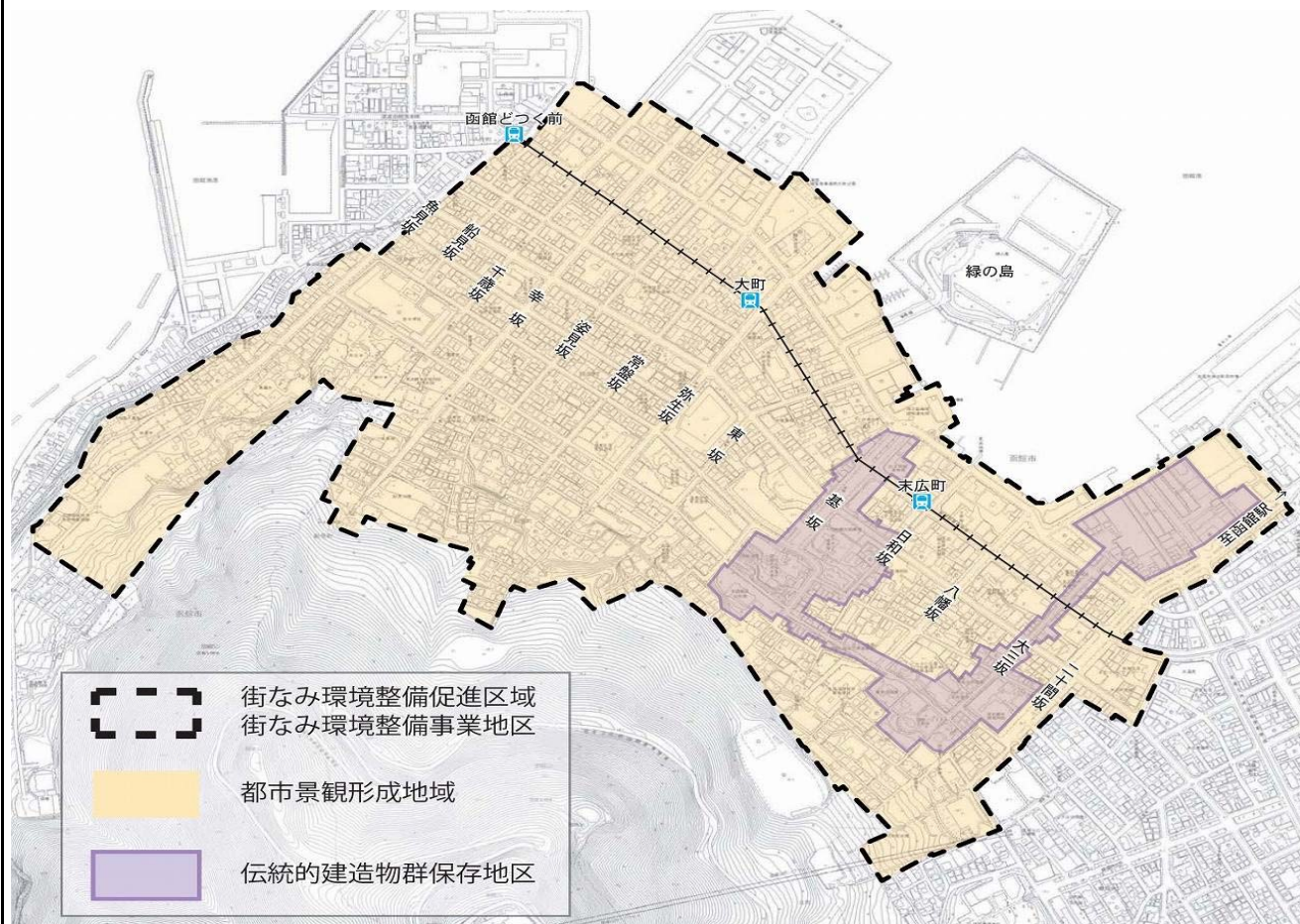
都市景観形成地域

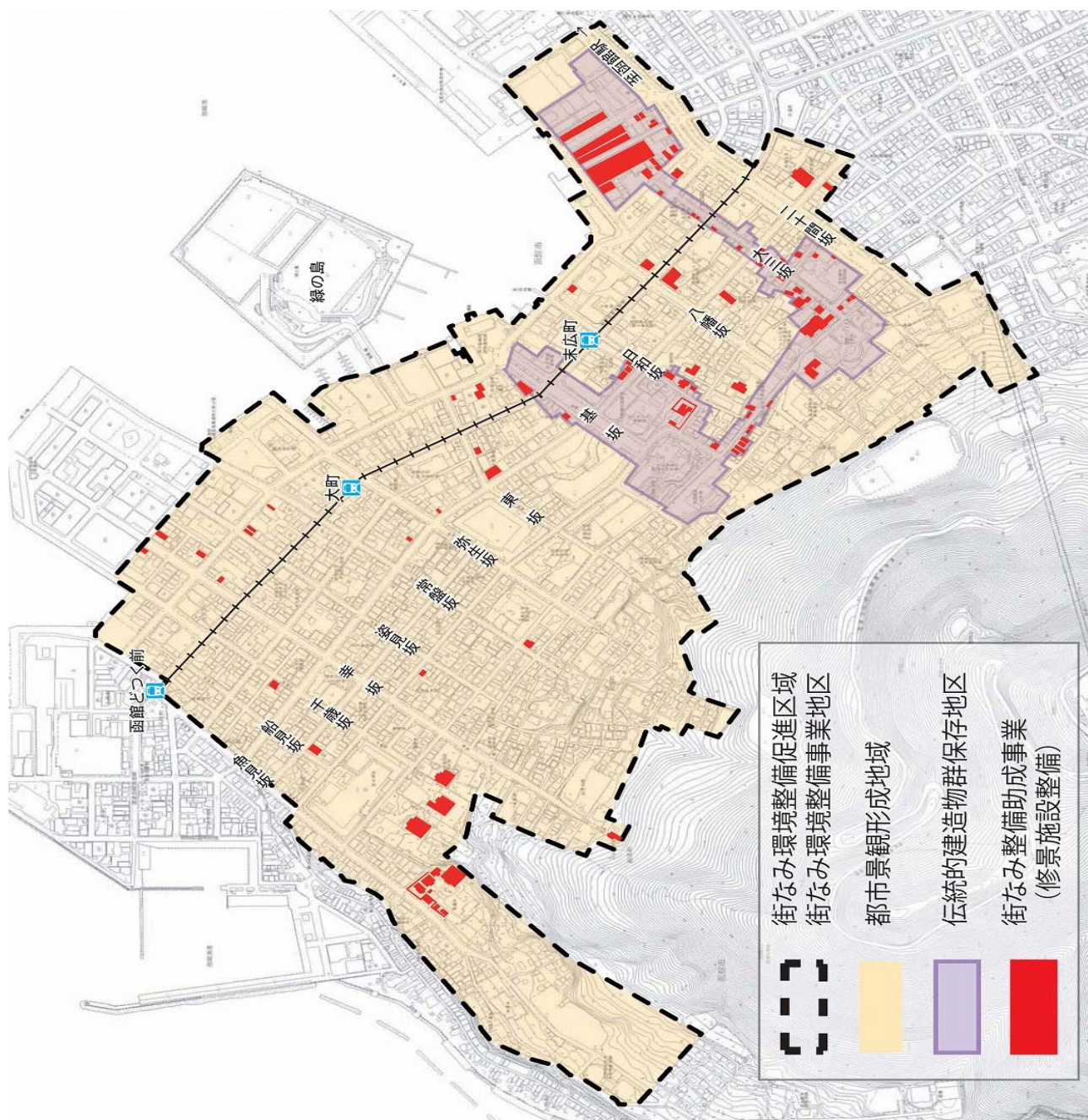
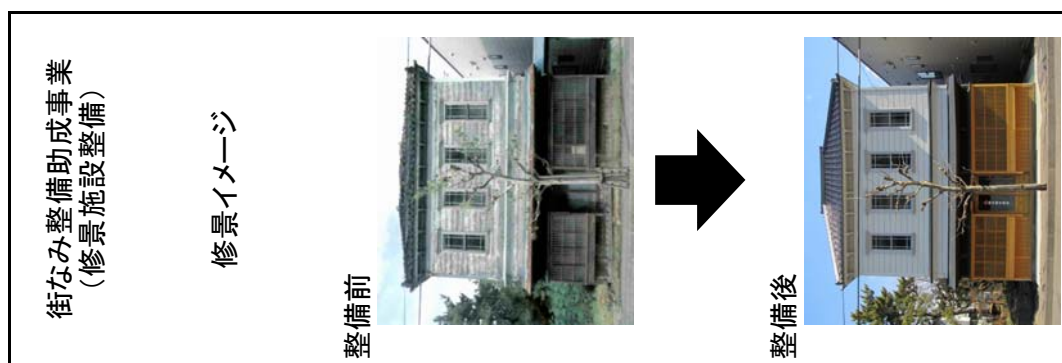
区域

案内図



区域図



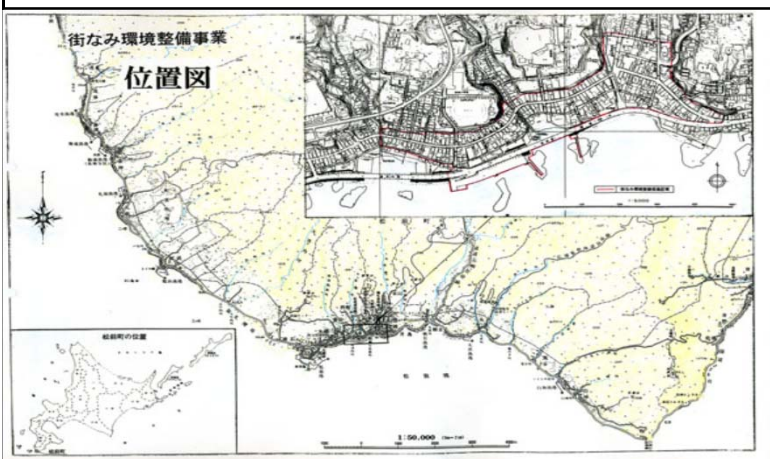


街なみ環境整備事業方針説明書

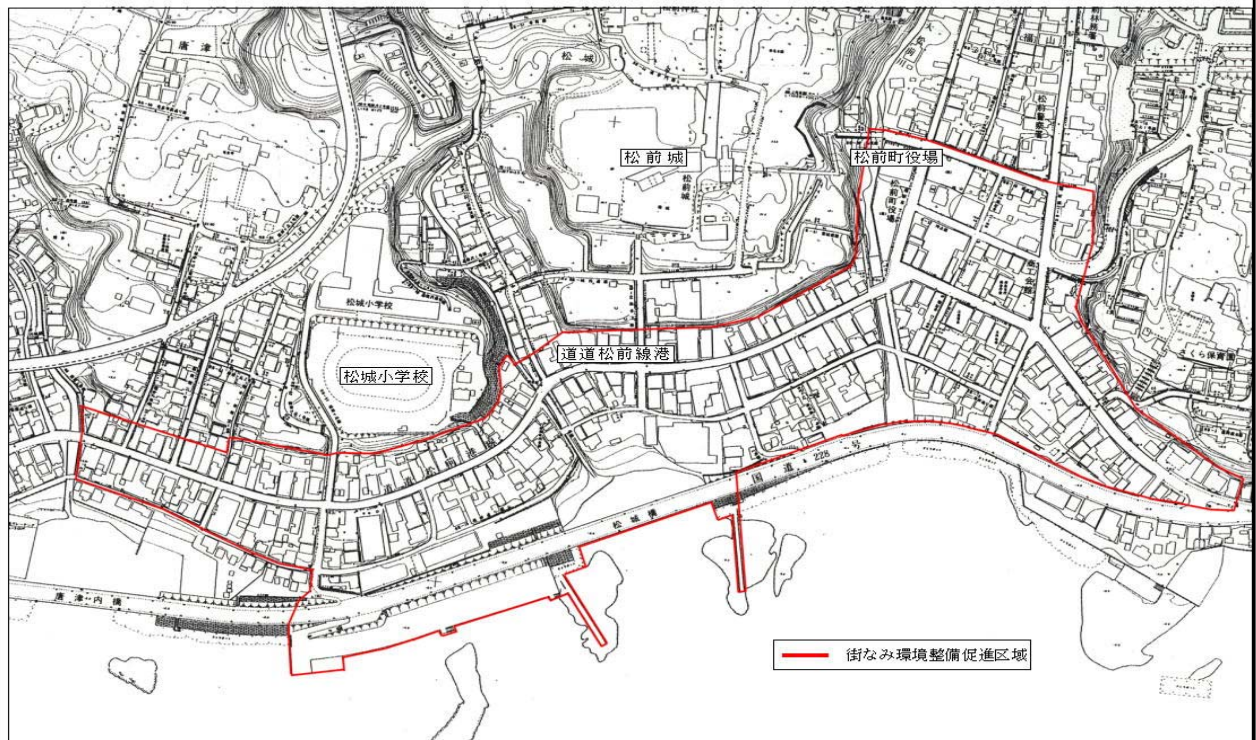
都道府県名		北海道	ふりがな 市町村名	まつまえちょう 松前町	区域名	ほんちょうちゅうおうぶくいき 本町中央部区域	
区域の概要	区域の概要	北海道唯一の城下町として発展した中心市街地で、海岸と史跡のある海岸段丘に挟まれた細長い区域である。地区内の幹線道路道道松前港線沿いに商店街が形成されており、地域住民に利用されている。 また、銀行、郵便局、商工会館、役場などの公共的施設も集積している。					
		幹線道路は道道であり、区域内の一部区間は平成13年度に工事着工し平成18年までに松城工区450m、平成27年度までに福山工区260mが完成し供用を開始している。現在は残りの唐津工区310mの拡幅整備が計画されている。 海側にバイパスの国道228号、その間が数本の町道で結ばれている。町道の約70%は幅員6m未満である。					
		道道沿道には公園等はない。区域の背後に史跡福山城を含む松前公園があり観光地となっている。平成7年、休憩所（ヒストリーオアシス）を整備し、ポケットパークの役割を担っているが、構想ではあと数カ所の整備が必要とされている。					
		北海道より歴史を生かす街並み整備モデル地区に指定当初は推進協議会が組織され、道のガイドプラン及び町の整備計画等への地元からの意見反映に努めてきた。 その後、中心市街地の整備を目指し、松前商工会が中心となって活性化ビジョンの策定作業を進め、平成9年、3商店街がまとまり「松前歴まち商店街組合」を設立、地元のコンセンサスの形成を目指して各種会合をはじめ、イベント、研修、機関紙の発行などを行ってきた。また、街並み形成に向けたまちづくり協定の締結も進めている。					
道路の現況	道路の現況	北海道より歴史を生かす街並み整備モデル地区に指定当初は推進協議会が組織され、道のガイドプラン及び町の整備計画等への地元からの意見反映に努めてきた。 その後、中心市街地の整備を目指し、松前商工会が中心となって活性化ビジョンの策定作業を進め、平成9年、3商店街がまとまり「松前歴まち商店街組合」を設立、地元のコンセンサスの形成を目指して各種会合をはじめ、イベント、研修、機関紙の発行などを行ってきた。また、街並み形成に向けたまちづくり協定の締結も進めている。					
		北海道より歴史を生かす街並み整備モデル地区に指定当初は推進協議会が組織され、道のガイドプラン及び町の整備計画等への地元からの意見反映に努めてきた。 その後、中心市街地の整備を目指し、松前商工会が中心となって活性化ビジョンの策定作業を進め、平成9年、3商店街がまとまり「松前歴まち商店街組合」を設立、地元のコンセンサスの形成を目指して各種会合をはじめ、イベント、研修、機関紙の発行などを行ってきた。また、街並み形成に向けたまちづくり協定の締結も進めている。					
		北海道より歴史を生かす街並み整備モデル地区に指定当初は推進協議会が組織され、道のガイドプラン及び町の整備計画等への地元からの意見反映に努めてきた。 その後、中心市街地の整備を目指し、松前商工会が中心となって活性化ビジョンの策定作業を進め、平成9年、3商店街がまとまり「松前歴まち商店街組合」を設立、地元のコンセンサスの形成を目指して各種会合をはじめ、イベント、研修、機関紙の発行などを行ってきた。また、街並み形成に向けたまちづくり協定の締結も進めている。					
		北海道より歴史を生かす街並み整備モデル地区に指定当初は推進協議会が組織され、道のガイドプラン及び町の整備計画等への地元からの意見反映に努めてきた。 その後、中心市街地の整備を目指し、松前商工会が中心となって活性化ビジョンの策定作業を進め、平成9年、3商店街がまとまり「松前歴まち商店街組合」を設立、地元のコンセンサスの形成を目指して各種会合をはじめ、イベント、研修、機関紙の発行などを行ってきた。また、街並み形成に向けたまちづくり協定の締結も進めている。					
公園等の現況	公園等の現況	北海道より歴史を生かす街並み整備モデル地区に指定当初は推進協議会が組織され、道のガイドプラン及び町の整備計画等への地元からの意見反映に努めてきた。 その後、中心市街地の整備を目指し、松前商工会が中心となって活性化ビジョンの策定作業を進め、平成9年、3商店街がまとまり「松前歴まち商店街組合」を設立、地元のコンセンサスの形成を目指して各種会合をはじめ、イベント、研修、機関紙の発行などを行ってきた。また、街並み形成に向けたまちづくり協定の締結も進めている。					
		北海道より歴史を生かす街並み整備モデル地区に指定当初は推進協議会が組織され、道のガイドプラン及び町の整備計画等への地元からの意見反映に努めてきた。 その後、中心市街地の整備を目指し、松前商工会が中心となって活性化ビジョンの策定作業を進め、平成9年、3商店街がまとまり「松前歴まち商店街組合」を設立、地元のコンセンサスの形成を目指して各種会合をはじめ、イベント、研修、機関紙の発行などを行ってきた。また、街並み形成に向けたまちづくり協定の締結も進めている。					
		北海道より歴史を生かす街並み整備モデル地区に指定当初は推進協議会が組織され、道のガイドプラン及び町の整備計画等への地元からの意見反映に努めてきた。 その後、中心市街地の整備を目指し、松前商工会が中心となって活性化ビジョンの策定作業を進め、平成9年、3商店街がまとまり「松前歴まち商店街組合」を設立、地元のコンセンサスの形成を目指して各種会合をはじめ、イベント、研修、機関紙の発行などを行ってきた。また、街並み形成に向けたまちづくり協定の締結も進めている。					
		北海道より歴史を生かす街並み整備モデル地区に指定当初は推進協議会が組織され、道のガイドプラン及び町の整備計画等への地元からの意見反映に努めてきた。 その後、中心市街地の整備を目指し、松前商工会が中心となって活性化ビジョンの策定作業を進め、平成9年、3商店街がまとまり「松前歴まち商店街組合」を設立、地元のコンセンサスの形成を目指して各種会合をはじめ、イベント、研修、機関紙の発行などを行ってきた。また、街並み形成に向けたまちづくり協定の締結も進めている。					
地区住民のまちづくり活動の現況	地区住民のまちづくり活動の現況	北海道より歴史を生かす街並み整備モデル地区に指定当初は推進協議会が組織され、道のガイドプラン及び町の整備計画等への地元からの意見反映に努めてきた。 その後、中心市街地の整備を目指し、松前商工会が中心となって活性化ビジョンの策定作業を進め、平成9年、3商店街がまとまり「松前歴まち商店街組合」を設立、地元のコンセンサスの形成を目指して各種会合をはじめ、イベント、研修、機関紙の発行などを行ってきた。また、街並み形成に向けたまちづくり協定の締結も進めている。					
		北海道より歴史を生かす街並み整備モデル地区に指定当初は推進協議会が組織され、道のガイドプラン及び町の整備計画等への地元からの意見反映に努めてきた。 その後、中心市街地の整備を目指し、松前商工会が中心となって活性化ビジョンの策定作業を進め、平成9年、3商店街がまとまり「松前歴まち商店街組合」を設立、地元のコンセンサスの形成を目指して各種会合をはじめ、イベント、研修、機関紙の発行などを行ってきた。また、街並み形成に向けたまちづくり協定の締結も進めている。					
		北海道より歴史を生かす街並み整備モデル地区に指定当初は推進協議会が組織され、道のガイドプラン及び町の整備計画等への地元からの意見反映に努めてきた。 その後、中心市街地の整備を目指し、松前商工会が中心となって活性化ビジョンの策定作業を進め、平成9年、3商店街がまとまり「松前歴まち商店街組合」を設立、地元のコンセンサスの形成を目指して各種会合をはじめ、イベント、研修、機関紙の発行などを行ってきた。また、街並み形成に向けたまちづくり協定の締結も進めている。					
		北海道より歴史を生かす街並み整備モデル地区に指定当初は推進協議会が組織され、道のガイドプラン及び町の整備計画等への地元からの意見反映に努めてきた。 その後、中心市街地の整備を目指し、松前商工会が中心となって活性化ビジョンの策定作業を進め、平成9年、3商店街がまとまり「松前歴まち商店街組合」を設立、地元のコンセンサスの形成を目指して各種会合をはじめ、イベント、研修、機関紙の発行などを行ってきた。また、街並み形成に向けたまちづくり協定の締結も進めている。					
整備の目的	整備の目的	道道松前港線の拡幅事業に伴い、商店街を再編、城下町のイメージを生かした、個性ある街並み景観を創出することにより、魅力あるまちづくりを進める。 合わせて、史跡福山城を中心とした松前公園、国道等とのアクセスの改善により、人、車等の回遊性を高めると共に、地区住民の安全、快適性、住民の交流等を高めながら永続可能な中心市街地と定住環境への再生を図る。					
		平成15年度 ～ 平成34年度（20年間）					
		に地区関係する基本の方針	通路等	道道松前港線の拡幅整備事業をはじめ、国道及び中通りとのアクセスを改善する町道の整備を図っていく。また、私道についても整備を支援していく。			
			小公園等	史跡福山城への玄関口となる沖ノ口役所跡地を、地区住民の休憩及び地域の歴史的背景を感じさせる機能を持った公園として整備する（第2ヒストリーオアシス）。また、現商工会館跡地をエントランスゾーンとして公園を整備する（第3ヒストリーオアシス）。			
その他	歴史を生かすまちづくりに資する住民の話し合い、コミュニティ活動の場として集会所を整備する。また、幾度となく街並みを消失した歴史を踏まえ、その対策として防火施設の整備を行う。						
住宅等基本方針	住宅等基本方針	住宅	松前町歴史を生かすまちづくり景観形成要綱、基準を定め、商店街を中心としたまちづくり協定等を尊重した、城下町としての個性ある街並み形成に努める。 市街地の空洞化を防止するため、民間も含めた高齢者向け住宅の供給を促進する。				
		敷地	道路との境界は、歴史的雰囲気醸し出す演出を行える空間として自主セットバック部分を設ける。ただし街並みの連続性を保つため、前庭駐車は原則禁止とする。				
		店頭の夜間照明及びパイプシャッターの整備を奨励する。 統一看板の整備を行うと共に景観を阻害する電線柱の処理（背後移動）を行う。					
		店頭の夜間照明及びパイプシャッターの整備を奨励する。 統一看板の整備を行うと共に景観を阻害する電線柱の処理（背後移動）を行う。					

位置図

案内図



区域図



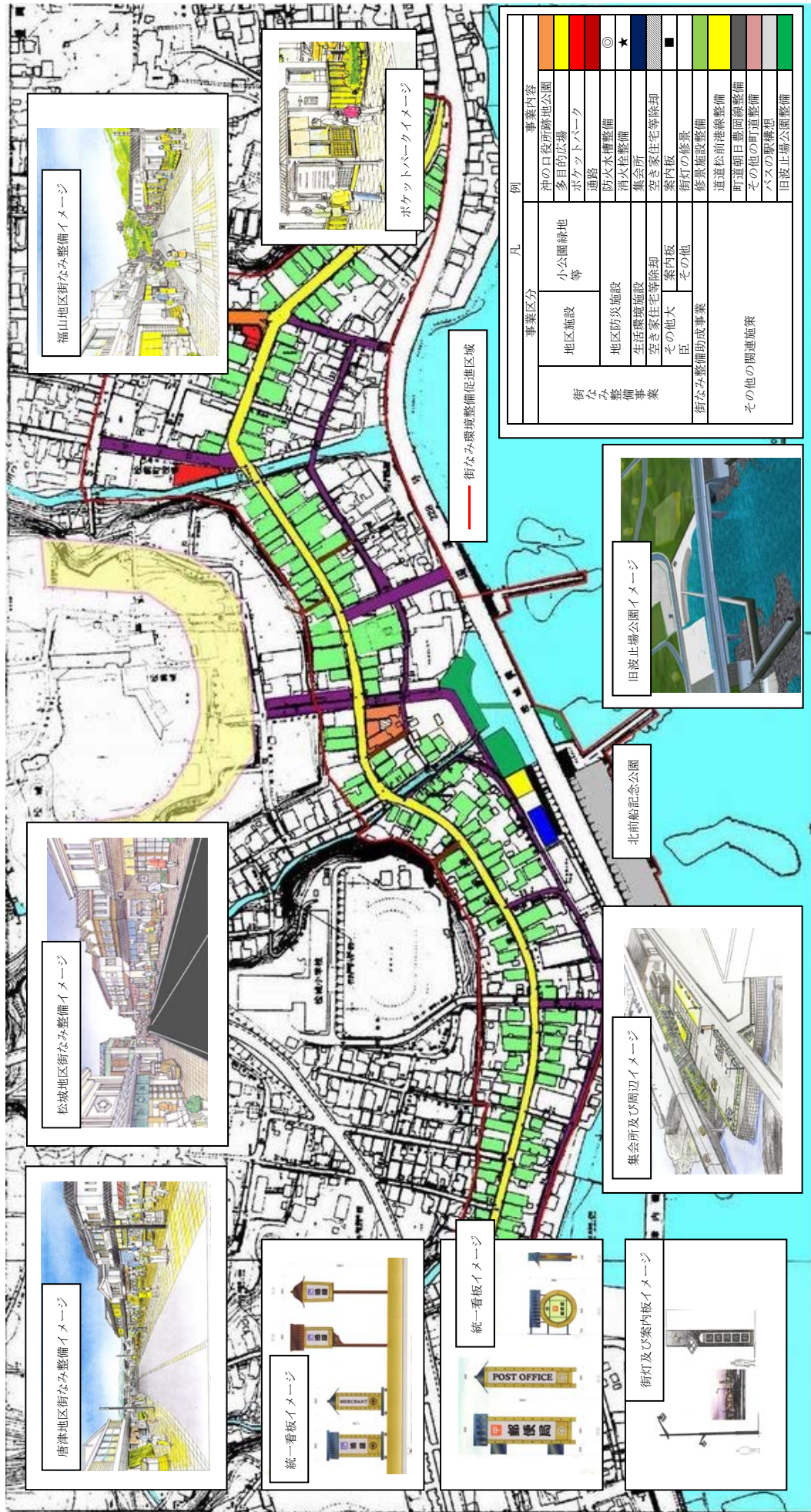
松 前 町 街 街 景 整 備 事 業 方 針 図

都道府県 北海道

市町村名 松前町

区域名 本町中央部

事業主体 松前町



街なみ環境整備事業方針説明書

都道府県名		北海道	ふりがな 市町村名	りしりふじちょう 利尻富士町	区域名	おしどまりしがいち 鶯泊市街地
区 域 現 況	区域の概要	区域は、利尻富士町における中心市街地で、名峰利尻山を有する利尻島の北東側の沿岸に位置している。海と山の豊かな自然環境に囲まれており、古くから現道道沿線に商店街が形成され、海岸は漁場となってきた。また、利尻島観光の玄関口であることから、夏期を中心に多くの観光客が訪れ、利尻山登山の拠点となっているほか、多くの地域資源が存在している。他方、過疎化と高齢化の進展に伴い、地域の活力の低下が進行し、町民の暮らしや生活に影響を及ぼし始めており、活力と潤いの感じられる個性を生かした街なみ整備が求められている。				
	道路の現況	鶯泊市街地には、道道利尻富士利尻線、道道仙法志鶯泊線の2路線があり、これらによって島内を一周することができ、地区の幹線道路となっている。商店街を形成する区間は、歩道がなく幅員が狭隘であるため、歩行者と車両の双方の安全な通行に支障をきたし、鶯泊港から市街地へ通じる区間では、急カーブ、急勾配の箇所があり、線形等の改良が望まれてきた。平成 20 年度から北海道により道道の拡幅事業が着手され、安全・安心な幹線道路の完成が待たれている。				
	公園等の現況	道道沿道には公園等はないが、区域内の役場庁舎前に街区公園が整備されている。また、区域の後背には利尻富士町アメニティパーク（特定地区公園）が整備されており、「健康と癒し」の拠点となっている。				
	地区住民のまちづくり活動の現況	平成 16 年度に商工会、商店会を中心とした「鶯泊市街地まちづくり協議会」を設置し、次代の鶯泊市街地整備の検討を始め、「平成 16 年度鶯泊市街地まちづくり協議会報告書」をとりまとめた。平成 17 年度には利尻富士町役場に「まちづくりプロジェクト」が設置され、「鶯泊市街地まちづくり計画書(案)」のとりまとめが行われ、平成 18 年度には、協議会メンバーに加え、地域住民や沿道の関係者、行政機関、学識経験者など多くの町民・関係機関を交えたワークショップの開催やアンケート調査を実施し、「鶯泊市街地整備計画マスタープラン」を策定した。平成 20 年度には鶯泊市街地整備促進期成会が発足され、道道の拡幅整備とあわせた街なみづくりについての検討協議が進められている。				
区 域 の 整 備 に 関 する 基 本 方 針	整備の目的		道道利尻富士利尻線の拡幅事業に伴い、安全・安心な歩道空間の整備や緑地や広場等の憩い空間の整備などにより、高齢者をはじめ人に優しいまちづくりを行うとともに、島の玄関口としてふさわしい魅力ある街なみづくりを行うこととし、整備方針として、①道路（歩道）拡幅、防災施設整備による安全な住環境づくり、②町民や来訪者がともに憩いふれあえる滞留拠点の整備、③人や感動との出会いを育む市街地回遊環境の整備、④「街づくり協定」による周辺環境と調和した街なみ景観づくり、の4点の整備を進め、安全、快適で、魅力的な中心市街地と定住環境の創出を図る。			
	整備の時期		平成 26 年度～33 年度（8 年間）			
	地区施設等の整備に関する基本方針	通路等	フェリーターミナルとベシ岬、鶯泊海岸、商店街の回遊環境の向上のため遊歩道を整備する。			
		小公園等	・海への眺望を活かすとともに海拔 0m からの利尻山登山の拠点となるポケットパークを整備する。 ・市街地中心部における町民の憩いの場、活動拠点となる交流広場を整備する。 ・良好な眺望を活かした駐車機能を備えた滞留空間となる駐車公園を市街地内の随所に整え、人、車等の離合集散の拠点とするとともに市街地回遊の向上を図る。 ・市街地の中心かつ交通の結節ポイントにおいて、市街地における町民の憩いの拠点、地域活動拠点、来訪客にとっての休憩、立ち寄り、滞留の拠点、情報収集の拠点、登山客の出発の拠点として、コミュニティセンター（集会所）を整備する。			
		その他	・道道沿線には、夜間の歩行者の安全性に配慮した連続照明としての街路灯を整備する。 ・災害時における円滑かつ安全な避難のため、避難所までの案内誘導サインを整備する。 ・火災の発生に備え、防火水槽の未整備地区に防火水槽を整備する。 ・主に歩行者の市街地回遊を促すことを目的に総合案内板、誘導案内板を整備する。			
関する基本方針	住宅等の整備に	住宅	「鶯泊市街地街づくり協定」を締結し、港まちの活気と暮らしの息づかいを感じる、人へのおもてなしに配慮した街なみ景観づくりを目指す。			
		敷地	・建物前面は、敷地に余裕がある場合は、極力“ひき”のスペースを設け、植え込み花壇等の配置に努める。 ・店舗においては、ベンチ等の休憩施設を配置し、通りを行き交う人々をもてなすしつらえの修景に努める。			
	その他の事項		電柱を建物側に配置することにより、威圧感を抑え、開放的で広がりのある沿道空間を創出する。			

利尻富士町 街なみ環境整備事業 説明図

①案内図・位置図・区域図

鴛泊市街地	区域
案内図	

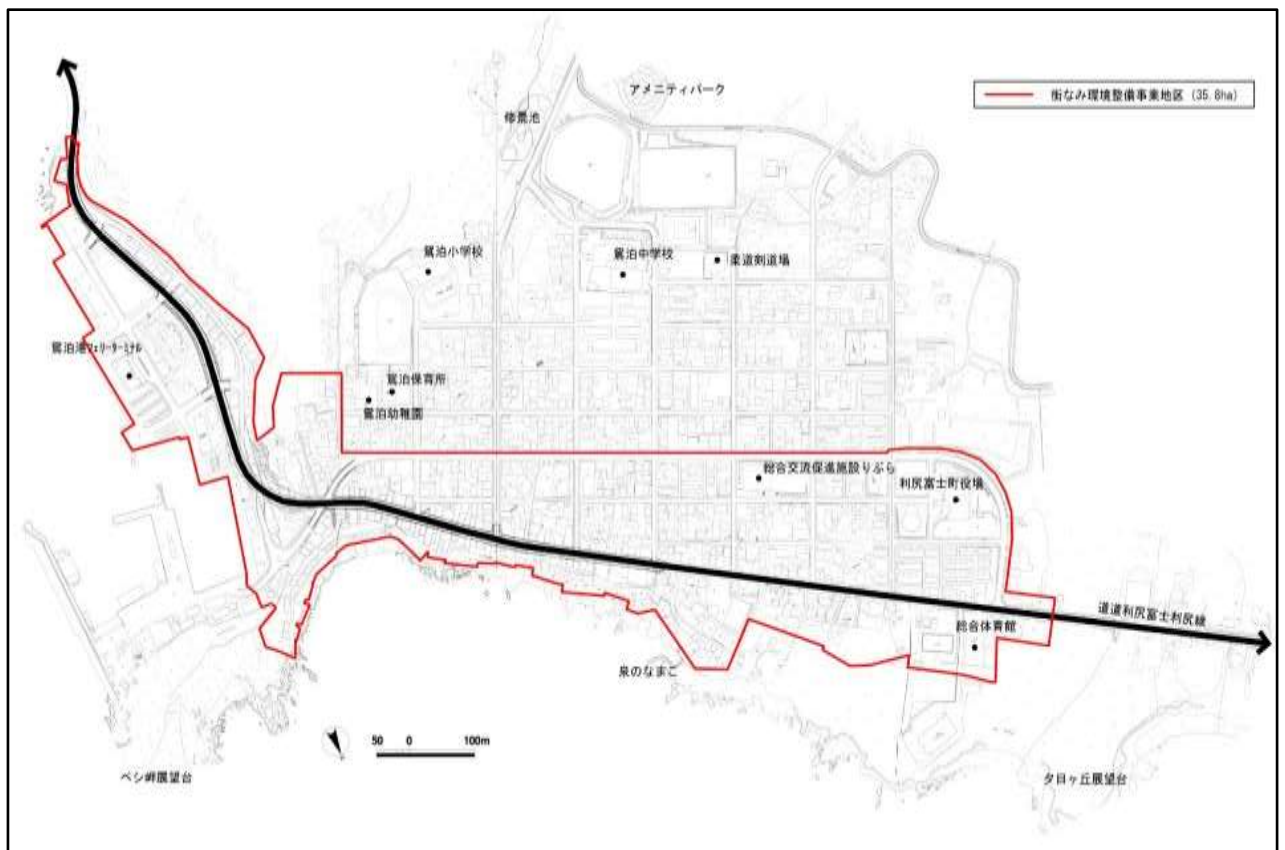
位置図



案内図



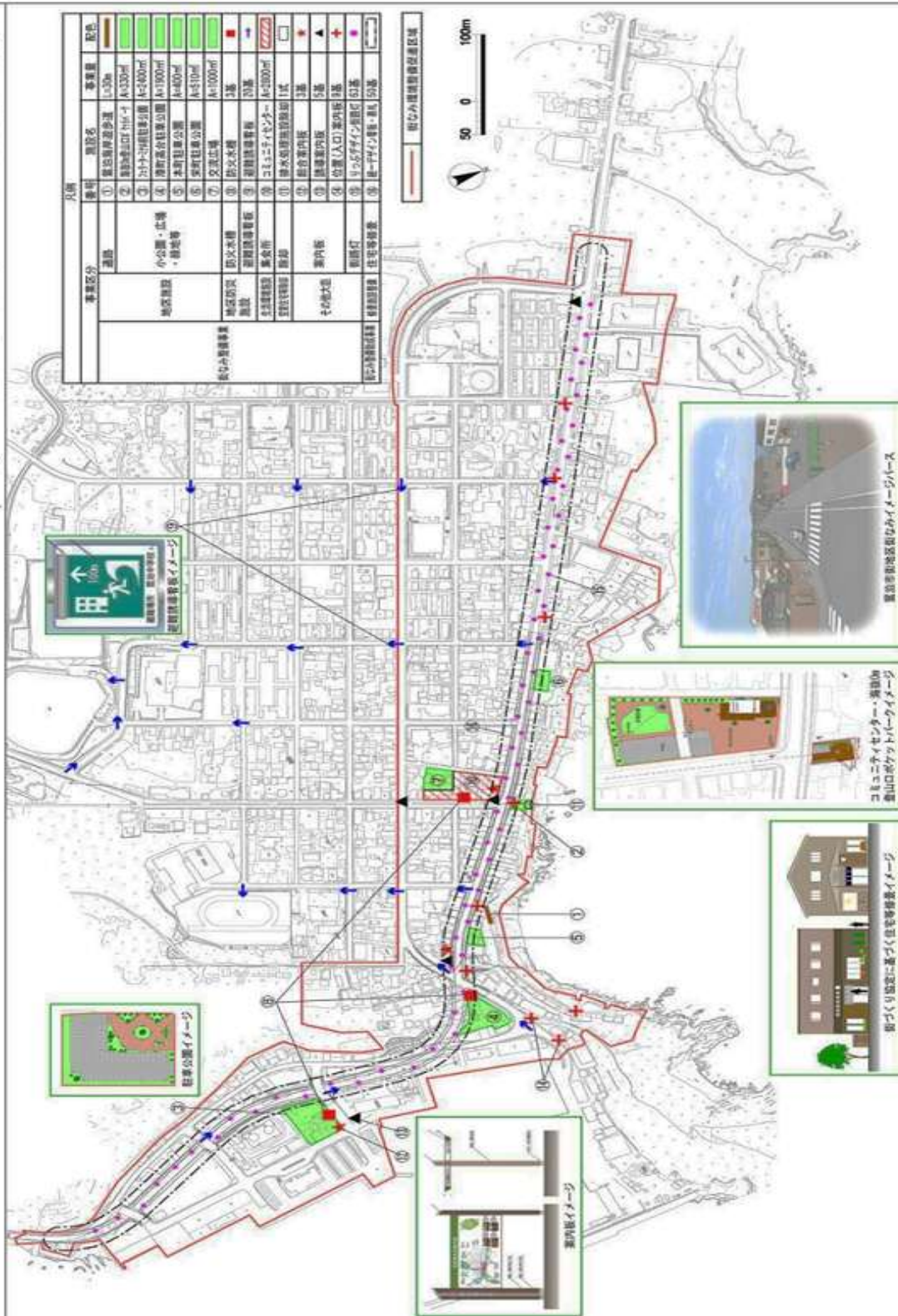
区域図



「ハートフルアイランドへ
誘いの港まち おしどまり」

- 道路（歩道）幅幅、防災施設整備による安全な住環境づくり
- 町民や来訪者がともに憩いふれあえる滞留拠点の整備
- 人や感動との出会いを育む市街地回遊環境の整備
- まちづくり協定による周辺環境と調和した新たな景観づくり

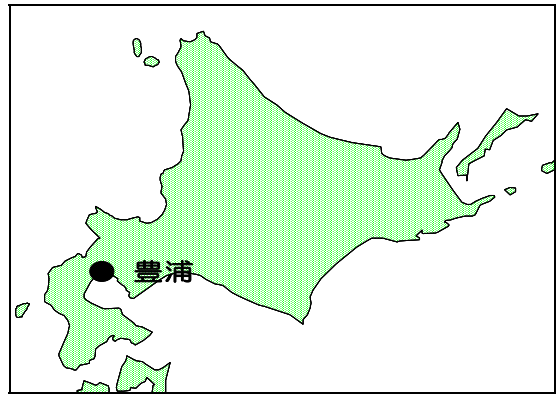
○港町の活気と暮らしの息づかいを感じる街なみ景観づくり
○訪れる人をもてなし、あたたかく迎え入れる街なみ景観づくり



街なみ環境整備方針説明書

都道府県名		北 海 道		ふりがな 市町村名	とようらちょう 豊 浦 町	区 域 名	ほんちょう 本 町
区 域 現 況	区 域 の 概 況		豊浦町本町市街地は、豊浦漁港に接した海岸部に位置し、町役場等の主要な公共施設が立地するとともに、地区内を通る道道美和豊浦停車場線（本町通り）沿線には商店街が形成されるなど、本町の中心市街地となっている。また、地区一体は健康海岸の指定（厚生省・農水省・水産庁）により、海岸環境の整備や温泉施設の建設などウォーターフロントの開発が進められる一方、本町通りは商店街の衰退が進み、空地空家が発生するなど、街なみ環境や居住環境の悪化が顕著となっている。				
	道 路 の 現 況		商店街を形成する道道美和豊浦停車場線（本町通り）は幅員が狭く歩道もなく、また付近に駐車場もないため、路上駐車による交通障害、特に冬期間は積雪により十分な幅員が確保できず、道路利用者の安全な運行に支障をきたしている。また、これにアクセスする町道も海浜都市特有の坂道が多く、幅員も狭小であり、道路基盤の整備、拡充が急務とされている。				
	公 園 等 の 現 況		本町地区は、漁業の発展の歴史とともに自然発生的に形成された市街地であり、地区内には公園等の整備されたオープンスペースがなく、生活環境の向上、防災機能を有する公園緑地の整備が望まれている。				
	地区住民のまちづくり活動の概要		現在、豊浦町・商工会・商店街協同組合・住民代表等が中心となって、「本町通りまちづくり協議会」が組織され、これらが中心となって平成１１年度に「豊浦本町市街地まちづくり基本計画」を策定し、平成１２年度は引き続き、本町地区環境整備の中心事業である「道道美和豊浦停車場線の道路環境（景観）整備計画」並びに「街並み景観整備計画」の策定を行っている。これに当たっては、沿道事業者・住民が中心となって「まちづくり協定」を定めながら、道路と一体となった美しい街並みづくりを地元が協力しながら進めていくものとしている。				
区 域 の 整 備 に 関 す る 基 本 方 針	整 備 の 目 標		道道美和豊浦停車場線（本町通り）の拡幅整備事業をリーディングプロジェクトとして、商店街の再編、街並み景観・公園緑地等の整備を図り、豊浦町の中心市街地を形成する本町地区の顔づくりを行い、町民生活の向上、ゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を推進する。				
	整備の時期		平成１３年度 ～ 平成３４年度（２２年間）				
	地区整備等 の整備 に関する 基本方針	道 路 等	道道美和豊浦停車場線拡幅整備事業をはじめ、これに接続する町道幸町入船線外６路線の町道整備を図り、町民の生活基盤道路の充実を図る。また、冬期間の安全な道路利用を推進するため必要となる坂道箇所等のロードヒーティングを整備する。				
		小 公 園 等	地区内に小公園を整備し、地区住民や来訪者の休憩、コミュニティの場として利用していく。また、商店街の交流の核となる「商店街中心広場」を整備する。				
		そ の 他	道道美和豊浦停車場線の道路景観の向上に資する案内サイン、各種ストリートファニチャーを整備する。また、高齢者等の通行者やバス利用者のための小広場、駐車場等の交通利便施設を整備する。このほか商工会が中心となってコミュニティ活動の核となる集会所を整備する。				
	住宅等の 整備に関 する基本 方針	住 宅	まちなみ整備のテーマ“しおさい通り”に基づき、建物の外装は自然素材の使用に努め、また屋根の色は、本町の特徴である傾斜地形の見下ろし景観に配慮して指定色とする。				
		敷 地	中間領域での緑化に努め、本町の特産品のホタテの貝殻の活用も検討する。オイルタンクやガスボンベ等の設備機器については、目隠しなどにより景観に配慮する。				
	そ の 他 の 事 項		道道美和豊浦停車場線拡幅整備事業（北海道 W＝18m, L＝1.2 km） 豊浦漁港海岸環境整備事業（北海道 海水浴場 A＝83,000 m ² ） 漁港関連道（北海道 W＝10.0m, L＝0.11 km）				

①案内図・位置図・区域図

	本町 区域
位置図	案内図 
区域図	

〈〈街办办环境整備事業〉〉

「誰もが使える」は、障がい者への配慮である。

事業区分	事業内容
地区施設	商店街中心広場
小公園	小広場
緑地等	小公園
生活環境施設	集会所
その他大組	親内サイン
その他	誘導サイン
	電柱美化・ソーナサイン・ブランダー
	修景施設整備

